

岩手県監査委員告示第23号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和2年岩手県監査委員告示第34号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月11日

岩手県監査委員 軽 石 義 則  
 岩手県監査委員 神 崎 浩 之  
 岩手県監査委員 寺 沢 剛  
 岩手県監査委員 沼 田 由 子

1 (1) 監査対象機関名 ふるさと振興部県北・沿岸振興室

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和2年7月16日

イ 本監査実施日 令和2年8月25日

(3) 監査結果の公表の日 令和2年10月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
公用車の運行に当たり、法定の点検をしないまま運行しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	法定12か月点検が未実施であった公用車について、令和2年7月に法定点検と同様の項目で点検を実施した。 今後、下記対応を実施することとし、再発防止に努めることとした。 ア 年度初めに複数の担当職員のスケジュールに点検日を入力する。 イ 公用車内に法定点検実施日を記載したシールを貼る。

2 (1) 監査対象機関名 文化スポーツ部文化振興課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和2年6月25日

イ 本監査実施日 令和2年8月3日

(3) 監査結果の公表の日 令和2年10月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
諸経費相当額の徴収に当たり、歳入科目を誤っているものが12件、38,968円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	令和2年度分の歳入科目について更正を行った。 今後は、行政財産における使用許可と貸付けの違いについて所属内で改めて情報共有を図るとともに、職員による相互確認を徹底することとした。 併せて、企画室においても、再発防止に向けた職員の意識啓発と会計実務能力の向上を図るため、引き続き部内職員を対象とした会計実務研修会を定期的実施し、再発防止に努めることとした。
財産の管理に当たり、財産管理簿を整理していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	財産管理簿の整理がなされていない財産について、財産管理簿の整理を行った。

今後は、所属内における相互確認を徹底するとともに、財産事務に関する知識をさらに深めるため、出納局等で実施している研修を職員に積極的に受講させるなど、組織として適正な事務執行に努める。

併せて、企画室においても、再発防止に向けた職員の意識啓発と会計実務能力の向上を図るため、引き続き部内職員を対象とした会計実務研修会を定期的を実施し、再発防止に努めることとした。

3(1) 監査対象機関名 農林水産部流通課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和2年6月24日

イ 本監査実施日 令和2年8月3日

(3) 監査結果の公表の日 令和2年10月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
公用車の運行に当たり、法定の点検をしないまま運行しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	法定点検を確実に実施するため、運行管理者、運行管理事務主任及び庶務担当者のスケジュールに法定点検期日の1か月前と応当日について登録し、再発防止に努めることとした。